

工事業者名簿登載者に係る格付評点の評価項目を追加します。

平成28年12月  
仙台市契約課

仙台市の施策等を推進するため、「仙台市競争入札参加資格登録要綱」を改正し、入札参加資格者名簿登載者(工事)に係る格付評点の主観点の評価項目を追加します。

### 〈追加する評価項目〉

①～④それぞれについて、該当していれば10点を加算します。

① 女性活躍推進の取組

- ア 常時雇用する労働者数が300人以下の事業者  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合
- イ 常時雇用する労働者数が301人以上の事業者  
女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合

② 次世代育成支援の取組

- ア 常時雇用する労働者数が100人以下の事業者  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合
- イ 常時雇用する労働者数が101人以上の事業者  
次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けている場合

③ 刑務所出所者等の雇用協力

保護観察所に協力雇用主として登録されている場合

④ 仙台市消防団協力事業所の認定

仙台市消防団協力事業所表示制度における消防団協力事業所として認定を受けている場合

※ 提出書類等については、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/jigyosha/keyaku/sankashikaku/syukanten.html>

### 〈実施時期〉

◎平成29年4月1日以降に付する格付評点から適用します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125